

広報委員会の運営について（案）

1 委員席について

原則として、会派呼称順に左右交互に着席する。

2 委員会の開会について

原則として、定例会初日の本会議散会後及び最終日の閉会後に開会することとする。

ただし、必要となる場合は、その都度日程を調整し、委員会を開会することとする。

3 傍聴について

(1) 常時受け付けを行う。

(2) 委員長において原則許可する。

(3) 傍聴を希望する人数が多い場合は、委員会で協議する。

(4) 入室のタイミングは、委員長が判断する。

(5) 船橋記者会加盟の記者については、あらかじめ傍聴を許可したものとする。

（先例申し合わせ 148 報道関係者の委員会傍聴）

4 資料要求について

委員から資料提出要求があった場合は、委員長が委員会に諮ってこれを決定する。

5 パソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みについて

パソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みを可とする。

6 その他

運営上必要な事項は、その都度委員会において協議する。